

令和3年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

建設業は地域の基幹産業として、良質な社会基盤の整備を通じて市民の暮らしや経済を支えるだけでなく、その役割は、施設の長寿命化対策や地域の災害復旧などますます多様化しております。

このような中、上下水道局では、いわゆる「担い手三法」の目的や基本理念等に基づいて、将来にわたる担い手の確保や工事等の品質確保などの喫緊の課題に対応するため、具体的な制度改正を進めておりますが、令和3年度につきましても引き続きその趣旨を踏まえ、建設工事について、下記のとおり制度の改正を行います。

制度改正

1. 低入札価格調査制度の導入

令和 3 年 7 月 16 日

大分市上下水道局 総務課 契約監理室

1. 低入札価格調査制度の導入について

総合評価落札方式を適用する工事の入札については、国の通知に基づきダンピング受注の防止や適切な履行確保を図るため、最低制限価格制度の適用を廃止し、低入札価格調査制度を導入します。

(1) 制度概要

低入札価格調査制度では、あらかじめ基準となる価格(調査基準価格)を定め、調査基準価格未満の価格を提示した者に対し、当該価格において適正な履行がなされるか否かを調査し、適正な履行がなされると認める場合には、落札者とする制度です。

(2) 対 象

建設工事のうち、総合評価落札方式による入札を行うもの

(3) 調査基準価格

低入札価格調査を行う基準として設定する価格のことです。

設計額をもとに①、②により割合を算定後、③により調査基準価格を算定します。

①割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

②割合の適用範囲について

$$7.5/10 \leq \text{割合} \leq 9.2/10$$

※割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

③調査基準価格の算定式について

$$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times \text{割合}$$

(4) 失格基準価格

調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行わず、失格とする基準として設定する価格のことです。

$$\text{失格基準価格} = (\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 70\%) \times 1.10$$

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

※その他経費 = 共通仮設費率計上分 + 現場管理費 + 一般管理費等

(5) 調査対象者

総合評価落札方式による入札で、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回った場合に、調査対象者となります。

(6) 調査の方法

開札の結果、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回っていた場合は、次の事項について資料等の提出を求め、施工体制等を確認し、低価格においても適正な履行がなされるか否かについて、大分市上下水道局低入札価格判定委員会にて審査を行います。

- ①入札価格積算の根拠に関する事項
- ②施工体制及び労務、資材等の調達等に関する事項
- ③施工実績等に関する事項
- ④経営状態
- ⑤その他

(7) その他

低入札価格調査の対象となった者との契約については、次の事項を実施します。

- ①施工に当たっては、監督、検査業務を強化する。
- ②工事目的物引渡後1年を経過するまでの間、必要に応じて施工内容の確認を行う。
- ③必要な条件を満たした場合、専任の技術者を1名追加配置しているか確認を行う。
- ④契約保証金の引き上げを行う。

◆ 令和3年8月1日以降に入札公告を行うものから適用します。